

# ワーキングホリデープログラム参加条件●お申込み前にお読みください。

このパンフレットでご紹介する研修へのお申込みは以下の条件でお受けします。

## ●プログラムの範囲●

- このプログラムは、ここに記載する申込条件に基づき、株式会社国際交流センター（観光庁登録旅行業1148号、以下「当社」といいます）がワーキングホリデービザで海外に滞在する申込者を対象に日本出発及び現地到着後のオリエンテーションや海外滞在中の学校情報、生活情報、アルバイト情報の提供と相談を行うものであり、海外での就職斡旋や入学保証など申込者に対して何らの保証を行うものではありません。申込者の希望する受け入れ期間への入学申込手続きの代行、出発にあたっての情報提供などを行うものであり、課程の修了・資格取得などを保証するものではありません。受け入れ期間での研修内容は各教育機関が独自に企画・運営・提供するもので、当社が自ら研修に関するサービスの提供を行うものではありません。
  - このプログラムは参加者の要望をお伺いし、それに沿ったサービスの手配を引き受ける「手配旅行」になります。
  - このプログラムで当社が提供するサービスは以下の通りです。（都市によってサービスが異なります。）
    - ・出発前無料英語講座（グループレッスン）
    - ・出発前のオリエンテーション
    - ・ワーキングホリデービザ申請のアドバイス
    - ・現地到着時のオリエンテーション（生活オリエンテーション）
    - ・現地銀行口座の開設のご案内
    - ・現地語学校・ホームステイの紹介・手続き
    - ・現地インターネットの無料利用
    - ・現地携帯電話（レンタル）のご案内
    - ・現地での就職相談と情報提供
    - ・24時間緊急サポート
    - ・現地旅行の相談・内容
    - ・現地お荷物預かりサービス
    - ・現地私書箱サービス
    - ・現地在留申請のご案内
    - ・現地納税者番号取得のご案内
- \*お客様の希望により下記の手配も行います。（別途請求）
- ・入学申込手続きの代行：入学願書の取り寄せ、入学願書の作成、入学希望校への書類の送付及び研修費用の送金、入学許可証（またはそれに代わるもの）取り寄せ。
  - ・宿泊手続きの代行：研修期間に合わせたホームステイ・学生宿舎・ゲストハウス・ホテル等の申込み手続きを行います。但し受入学校が宿泊施設を持たない場合、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者、その他の補助者に代行させることがあります。
  - ・渡航手続きの案内：旅券・査証等の申請方法を案内します。旅券の取得及び査証の取得はご本人で行っていただきます。
  - ・交通機関等の旅行手配：プログラム開始地到着地までの日本からの航空機、列車等の交通機関の手配をします。また、現地到着時の空港出迎えの手配もいたします。

## ●お申込み条件●

- ワーキングホリデーを渡航の目的とし、当プログラム申込条件をよく理解し、受入国の法令および規則を遵守できる心身共に健全な人。
- 20才未満の方は保護者の同意が必要です。
- 慢性疾患をお持ちの方、妊産婦の方、現在健康を損なうか、身体の不自由な方で特別な配慮を必要とする方はその旨を事前にお申し出ください。可能かつ合理的範囲内でこれに応じます。尚、この場合医師の診断書を提出していただくことがあります。状況に応じて介護者や同伴者の同行を条件とさせていただきます。または場合によってはお断りする場合があります。
- 当社は下記の事由によりお申込みをお断りする場合があります。
  - 申込者が未成年で、親権者の同意がない場合。
  - 希望する受入機関への申込み期限あるいはプログラム開始時期までにプログラム手続きが完了できない見通しがつかない場合。
  - 申込者が受入国の法令、公序良俗に反する行為をする恐れがある、またはワーキングホリデープログラムの円滑な実施に支障をきたす恐れがあると当社が判断した時。
  - 希望校から入学が許可されなかった場合。
  - その他、当社の業務上の都合があるとき。

## ●お申込み●

お申し込みの際には申込書の提出と、当社が定める金額の申込金（50,000円）をお支払い頂きます。お申込みの成立は当社がお申込用紙と申込金を受領した時点とします。

## ●プログラム費用のお支払い●

入学の許可がおりた時点で、プログラム費用、および航空券代金等の旅行手続き諸費用の合計の請求書を発行します。指定された期日までにお支払いください。当社は出発日の90日前までは、申込みに授業料等（制度上期日が定められているビザの発行等に係わる場合を除く）のお支払いを請求していません。

## ●申込みコースの変更●

参加者の都合でお申込後に同じ主催学校の他コースに変更をされる場合、またはプログラム開始日を変更する場合は下記の変更料を申し受けます。その際、変更前のコースに関する取消の実費が学校から請求される場合は、別途加算されます。

同一校での変更日	変更料
お申込み後から8日以内 但し申込がプログラム開始日の 30日前（ピーク時は40日前） 以降の場合は除く	無料
お申込み9日目以降 プログラム開始日の31日前まで	1回につき3,000円
プログラム開始日の30日前 以降15日前まで	1回につき10,000円
プログラム開始日の14日前 以降	原則として取消しと同じ扱い

## ●お申込み後の取消し●

### 【お客様による取消し】

- 参加者は以下に定める取消料を支払っていつでもワーキングホリデープログラムを取消することができます。
- 取消料は、プログラム開始日を基準として算定致します。
- お申込みから8日以内はクーリングオフ期間とみなし、取消料はかかりません。但しプログラム開始日の30日前（ピーク時\*にあつては40日前）以降の日は除きます。  
\*ピーク時：4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。
- お申込み後に研修校の変更をされる場合は原則として申込みをお取り消しいただき、新たにお申込み頂く形を取ります。その場合は以下の取消料が適用されます。

### 【取消しの方法】

電話のみによる取消し、変更はお受けできません。当社営業時間内に、書面にてお知らせください。  
《ワーキングホリデープログラムについての取消料》

取消日	取消料
お申込み後から8日以内 但し申込がプログラム開始日の 30日前（ピーク時は40日前） 以降の場合は除く	無料
お申込み9日目以降 プログラム開始日31日前	申込金
プログラム開始日の30日前 以降15日前まで	申込金+ プログラム費用の20%
プログラム開始日の14日前 以降7日前まで	申込金+ プログラム費用の50%
プログラム開始日の6日前 以降1日前まで	申込金+ プログラム費用の75%
プログラム開始日当日以降 及び無連絡不参加	申込金+ プログラム費用の100%

\*ピーク時：4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7

### 【返金の手続き】

プログラム開始前の取消しにより、当社から返金がある場合は、上記の取消料を差し引き、返金を行います。現地通貨による金額は、お申込み時に適用したレートにより円換算の上、返金を行います。

プログラム開始後、研修先で研修期間の短縮・延長を希望される場合は、現地で研修機関の同意を得た上で行ってください。日本出発後、又は研修開始後のプログラムの短縮又は途中退校の場合、費用の払い戻しは原則としてありません。ただし受入校が例外的に研修費用の一部返金をみとめた場合は、その金額を申込みに代わって当社が代理で受領し、申込みに返還します。その際の換算レートは、振込日付けのTTBレート（三井住友銀行の外貨→円買建ての現金為替レート）を適用します。

## 【当社からの解約】

- 当社は、申込者から本契約において申込者から、ワーキングホリデープログラムの申込があった場合、次に定める事由の一つあるいは複数らが認められたときは、申込者からの申込をお断りすることがあります。
- 申込者の年齢、資格、技能その他の条件が渡航先国のワーキングホリデービザ発給基準ならびに研修機関先等の指定する条件に合致していないと当社が判断したとき。また、申込者が虚偽の申告をしたとき。
  - 申込者が未成年である場合または学生の場合、申込について親権者（両親等）の同意がないとき。
  - 申込者が希望する手配において、客観的に手配できる可能性がないことが明らかになったとき。
  - 申込者が希望する手配において、期限までに完了できない見通しがないとき。
  - 申込者の過去の既往症または現在の心身状態が当プログラムの参加に不適切であると当社が認められたとき。また海外留学保険に加入できなかったとき。
  - 申込者が病気その他の事由により申込者がプログラムを続行できないと判断したとき。
  - 申込者又はその関係者が、他の申込者に迷惑を及ぼし、若しくはプログラムの円滑な運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高いとき。
  - 申込者が定められた期日までにプログラムへの参加に必要な書類を送付しないとき。
  - 申込者が長期にわたり連絡不能又は住所不明となったとき。
  - 申込者が定められた期日までに対価を支払わなかったとき。

## ●免責事項●

- 当社は次に例示するような当社の責にやらない事由により、申込み者が現地学校のプログラムに参加できなかった場合および出発時期が変更になった場合には、責任を負いません。
- 申込み者がパスポートまたはビザを取得できない場合もしくは、日本出国や渡航先国に入国拒否された場合。
  - ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
  - 郵便事情及び学校の事情等、当社が管理しえない事由により入学許可やその他の書類が届かずビザ申請手続きが遅延した場合。
  - 申込んだコース又は宿泊施設が定員に達して、手続できない場合。
  - 天災、地震、戦乱、暴動、ストライキ等における不慮の災難、その他の不可抗力による場合。
  - 渡航後はご本人の責任において行動していただきます。ご本人の故意、過失、受入国の法令・公序良俗もしくは受入校・滞在先の公序良俗などに違反する等の行為によって生じた責任・損害等は全て申込み者個人の責任となります。よって現地での学校生活、及びその滞在中の事故などについて当社は一切の責任を負いません。また、それらの行動により当社が損害を受けた場合は、当社は申込み者ご本人からの損害賠償を申し受けます。
  - 現地の祝日、学校が定める休校日の授業は行われません。この場合、授業料に関する払い戻しはありません。休校日の予定は変更・追加される場合があります。
  - 当社は受入機関から送られてくる最新情報に基づき、ワーキングホリデープログラムのご紹介・手続きを行います。各受入機関の事情により、受入条件・研修内容・滞在先・費用・その他プログラムに関して予告無しに変更される場合や実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が入手次第、ご本人に連絡いたしますが、ワーキングホリデープログラムに関する変更や中止については責任を負いません。

## ●その他●

- お客様と当社の契約は出発前に当社が事前に手配を行った研修期間および滞在中の終了日までとなります。
- 当社はいかなる場合も研修の再実行はしません。
- 契約はこの参加条件と当社手配旅行契約約款によりします。

## 個人情報について

当社は研修申込みの際に提出された個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）については、参加者との連絡に利用させていただきます。他、申込みいただいた研修における現地受入機関・運送・宿泊等のサービス手配のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他には研修参加後のご意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、統計資料の作成などに、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。